

第 32 回(令和7年度第 2 回) 南あわじ市子ども・子育て会議【要点記録】

日時: 令和8年2月5日(木) 13:30~15:00

場所: 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

参加者: 南あわじ市子ども・子育て会議 委員 14 名(1 名欠席)

事務局: 子育てゆめるん課長、同 係長 2名

オブザーバー: スポーツ青少年課長

会議の概要

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長、副会長の選任
4. 議 題 会長が挨拶、会長議事進行
 - (1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制について
 - (2) こども計画の策定について
 - (3) 乳児等通園支援事業(民間事業者による実施予定)について
5. 閉 会 副会長が閉会

1. 開 会 子育てゆめるん課長が開会
2. 委嘱状交付委員改選後、初めての会議開催により、副市長より委嘱状を交付する。

・事務局より、委員の出欠等について説明。委員 15 名中 14 名(過半数)の出席。南あわじ市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定を満たしており、会議成立の旨報告

・「子ども・子育て会議」の概要と経過。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として設置しており、本市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定および進捗の点検を行う会議。本市の計画は5か年計画として策定しており、第1期計画、第2期計画を経て、令和7年4月から第3期計画がスタートし、現在はその1年目にあたる。会議では、子育て世代へのアンケート結果や、保育・子育ての現場の状況を踏まえながら、計画に沿って施策が適切に進んでいるかを確認し、必要に応じて見直しについてご意見をいただいている。開催は年2回程度としており、計画の策定や大きな見直しを行う年度には、年3回から4回の開催を予定。本日も、委員の皆さまから現場の実情やお気づきの点について、率直なご意見をいただきたい。

3. 会長、副会長の選任
4. 議題 会長、副会長の挨拶

[会長] 第7期委員ということであるが、一番最初から、この子ども・子育て会議のメンバーとして携わってきた。今回、新しい課題も見えており、また全力を挙げて取り組んでいきたいので、よろしく願いたい。

[副会長] 以前に会長とこの会議で一緒したことがあり、皆さんと一緒に良い計画ができるように努めていきたいと思うので、ご協力をお願いします。

(1)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制について(資料)1

[事務局]この乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、現在市内1か所、複列の子育て学習・支援センターで試行的事業として実施してきたところ、令和8年度、この4月からは全国的な本格実施となる事業。保育所等に通っていない児童を対象に、保護者の負担軽減、子育て支援の観点から始まったこの事業。保護者の就労要件(…働いている等で保育サービスを受けることが必要というような理由)を問わない一時的な預かりの中で、子どもに適切な遊びや生活の場となる居場所の提供や、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助ができる新たな場として取り組みが進んでいる。本市第3期計画80ページ81ページでの事業掲載においては、すでに量の見込みと提供体制について計画されており取り組んでいくもの。

これから全国的に実施されるこの乳児等通園支援事業は、0歳6か月～満3歳未満の児童を対象とする事業となっており、一方で、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)では、満3歳以降も含めた小学校就学前の児童を対象としており、乳児等通園支援事業を利用した児童が、3歳到達により、乳児等通園支援事業を終え、次の教育・保育施設を利用することとなる場合が想定される。特に、もともと保育所等で実施される乳児等通園支援事業を利用していた児童にとっては、それまでは就労要件を問われなかった状況で、満3歳に到達することにより1号認定(満3歳以上の学校教育のみ(…働いているというような事由がなく保育サービスの必要性なし)の認定)を受けると、それまで利用し慣れてきていた保育所に引き続き通うことができなくなり、利用していた保育所から、他の認定こども園又は幼稚園の利用へ移るといことも想定されるところ。

ということで、乳幼児期の発達の連続性を踏まえた支援を切れ目なく提供する体制「一体的に提供する体制」を目指し、この乳児等通園支援事業を行う事業者と、教育・保育施設、地域型保育事業者等の相互連携・接続の推進方策が求められているもので、この、子ども・子育て支援事業計画にもその連携推進について明記することが求められている。

資料1にある案について、赤字の部分が追記する案の部分。

教育・保育施設の利用は年度初めのタイミングで利用開始する方が多い。本市の地域子育て支援拠点施設すなわち子育て学習・支援センター、通称「ゆめるんセンター」での独自の事業として、3歳到達の年度末までを対象として預かりを実施し、本市においては、まずは、その部分で3歳到達からの空白部分を補いつつ、4月からは全国的な事業実施がされる中で、乳児等通園支援事業を実施する事業者と、教育・保育施設等との相互連携を図り情報共有にも努めながら、切れ目ない支援の提供体制を整えていく、ということあらためて追記し、取り組んでいきたい。

【質疑応答】

[会長]既に試行的に今まで取り組んできたところ、追記案にある、乳幼児の発達の連続性を踏まえて切れ目ないように事業利用終了後の連携が取れるよう努力し、事業を推進していく、そういう方向で進めるという内容。如何。

[事務局]誕生日を迎え3歳に到達してから満3歳クラスに入るまでの間で預かりが使えない、となった空白期間を、市の独自事業で受け皿は整えつつ、事業実施事業者と教育・保育施設等との連携も促進して切れ目ないように取り組んでいこうというもの。試行的実施の時と同様に1時間300円、月10時間の利用を基本とする。実施事業者の独自設定を妨げるものではない。

⇒追記することです承。

(2) こども計画の策定について(資料)3

[事務局]こども計画は、国のこども大綱、都道府県こども計画を勘案し、この子ども・子育て支援事業計画に、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画と、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画の要素を併せ持った計画のことで、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すことで、住民にとって一層分かりやすいものとする、地域が抱える課題やその他こども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されているもの。また、特徴として自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成する、ということが盛り込まれている。

令和7年度までに策定した自治体が808自治体、R8年度以降策定予定とした自治体が457団体、「策定するか未定」または「策定しない」と回答した自治体が476団体というのが現状。

この子ども・子育て支援計画に加えて、若者計画や貧困対策を盛り込む幅広いテーマの検討のため、調整の難しさに伴う「十分な体制構築の不備」、調査の設問の設計・調整に伴う「広範な内容を勘案したアンケート調査設計の困難さなどが全国的にも課題としてあげられているところであるが、本市でも、前向きに取り組みへと検討をすすめている。このこども計画の策定についても、検討する組織として、この子ども・子育て会議にてご協力をいただくことになり、計画策定となれば、まずは調査等から取り掛かることになる。予定が進めば令和8年度にも、委員の皆さまにもご意見をいただく場としてご協力をいただくことになり、会議の回数も年3、4回と増えることとなるため、まずは情報共有をする。

[会長]こども家庭庁も「こども」と、平がなで表記し、今までのような、「子」が漢字で、「ども」が平がな、あるいは漢字の子供というような、そのイメージとは違う「こども」の枠を考えているようで、このこども計画では成年を含む30歳代までを対象とし、幅広く考えていくことになり、大変な作業になるかと思う。

[事務局]この第3期計画の中間見直しのタイミングで策定と考えると、予定ではあるが、令和9年度に策定。そうならば、その準備段階での調査等は令和8年度に実施することになり、アンケート調査の実施等で委員の皆さんにご協力いただくことになる。

(3) 乳児等通園支援事業(民間事業者による実施予定)について(資料)2

[事務局]乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園)は、これまで保育所は、就労等の要件があって保育が必要な方が利用しますが、子ども誰でも通園はそういう要件は必要なく、保育サービスが必要か必要でないか、ということの有無に関わらず、まだ保育所とか、認定こども園、幼稚園に通われていないお子さん、在宅で子育てをされている方を対象に、一時的な預かりっというのを実施するということで、これが令和8年度から全国的に開始される状況。

背景には在宅で子育てする、支援が必要な方へ、なかなか支援が行き届かないということもあり、在宅子育てで、孤立化している家庭をターゲットにして、きめ細かな支援をしていきたい、ということがある。これまで在宅で子どもを育てていた中での、託児体験とか、保育所の集団生活ってどういうものだろう、というところを経験していただく機会にもなり始まっている制度。

本市では全国的実施となる次年度以降の実施予定施設として、ゆめるんセンターと、私立の施設でも実施していただける予定がある。制度的な話になるが、民間事業者が乳児等通園支援事業を実施する場合に児童福祉法に基づく「認可」と、子ども子育て支援法に基づく「確認」の手続きが必要で、その手続きにおいて合議制機関から意見を聴くこととなっている。本市では児童福祉審議会を設置していないため、子ども・子育て会議において意見聴取を行うことと整理している。今後の意見聴取の進め方のご相談で、会議開催の上でご意見

をいただくか、書面により意見をいただくか、ということを用意しているが如何か。

⇒書面での意見聴取とする。

(4)その他

[事務局]次期開催は予定通りこども計画の策定の方角で進めば次年度6月か7月頃に開催予定。

[会長]本日の議題は以上となる。

4. 閉会

[事務局]貴重なご意見を頂き感謝申し上げます。それでは、閉会の挨拶を副会長にお願いする。

[副会長]これから若者も含む計画に取り組んでいくとなると、難しいことも増えるが皆さんのご協力をいただきながら進めていきたい。ありがとうございました。

以上